

## 任期制業務補助員給与規程

平成28年4月1日  
28（規程）第20号  
最終改正 令和6年10月1日  
令06（規程）第84号

## （目的）

第1条 この規程は、任期制業務補助員就業規程（28（規程）第9号）第21条の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する任期制業務補助員（以下「業務補助員」という。）の給与等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

## （給与の区分）

第2条 業務補助員の給与は、時間給及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当、テレワーク手当、特殊勤務手当（放射線業務手当に限る。）、超過勤務手当及び深夜勤務手当とする。

## （時間給の決定）

第3条 時間給は、別表1に掲げる区分に応じ定められた額とする。

## （給与の不支給）

第4条 業務補助員が勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務しない時間数に相当する時間給は支給しない。

- （1）任期制業務補助員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程（28（規程）第14号。以下「勤務時間規程」という。）第7条の規定により振替日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した業務補助員にあっては、当該休日に代わる振替日である場合
- （2）休暇による場合
- （3）その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合

## （通勤手当）

第5条 通勤手当は、定年制職員給与規程（28（規程）第17号。以下「給与規程」という。）第32条の規定を準用することとし、交通機関等利用者の1か月当たりの通勤手当については、その交通機関等が定期券を発行している場合、当該交通機関等の利用区間に係る通勤期間1か月定期券の価額、又は回数券等により当該月の通勤実績に応じて算出

した所要額のいずれか低廉となるものを支給し、自動車等使用者の1か月当たりの通勤手当については、当該月の通勤実績の日数が10日以上の場合は、給与規程第32条第2項第2号に定める額とし、10日未満の場合は、同号に定める額に50/100を乗じて得た額を支給する。

(テレワーク手当)

第5条の2 テレワーク手当は、給与規程第34条の2その他別の定めに基づいて支給する。

(特殊勤務手当)

第6条 特殊勤務手当は、給与規程第35条を準用する。

(超過勤務手当)

第7条 超過勤務手当は、勤務時間規程第8条の規定により超過勤務を命ぜられた業務補助員に、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 超過勤務を命ぜられたことにより、1日の勤務時間が7時間30分に達するまでは、第3条に定める時間給の額に超過勤務時間数を乗じて得た額を支給する。
  - (2) 1日の勤務時間が7時間30分を超えて勤務を命ぜられた場合には、その超過勤務1時間につき、第3条に定める時間給の額に100分の125を乗じて得た額を支給する。
  - (3) 勤務時間規程第6条に定める休日に勤務を命ぜられた場合は、その休日勤務1時間につき、第3条に定める時間給の額に100分の135を乗じて得た額を支給する。
- 2 業務補助員が、1日の勤務時間が7時間30分を超えて勤務を命ぜられた場合であつて、その超えた勤務時間が1か月について60時間を越えた場合、その超えた時間1時間につき、第3条に定める時間給の額に100分の25を乗じて得た額を、前項第2号及び第3号で定める額に加算して支給する。

(深夜勤務手当)

第8条 深夜勤務手当は、勤務時間規程第8条の規定により、正規の勤務時間を超えて午後10時から翌日の午前5時までの間に超過勤務を命ぜられた場合に、その勤務時間1時間につき第3条に定める時間給の額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(超過勤務手当等の端数計算)

第9条 第7条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は深夜勤務手当の額を算出する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与の支給方法等)

第10条 時間給及び諸手当は、給与計算期間（一の月の初日から末日までをいう。）の勤務実績に応じた分について、翌月の17日（ただし、その日が金融機関の定休日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日）に支給する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、実施に関する必要な事項は、人事部長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 機構成立の際、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の任期制業務補助員だった者のうち、引き続き機構の任期制業務補助員となる者の規程第5条に定める通勤手当の算出方法については、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所任期制業務補助員給与取扱規程」第5条に定める算出方法を適用することができる。

附 則（平成29年10月1日 29（規程）第69号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日 30（規程）第21号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日 令01（規程）第11号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 令02（規程）第12号）

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則（令和3年7月1日 令03（規程）第38号）

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

附 則（令和3年10月1日 令03（規程）第45号）

この規程は、令和3年10月1日より施行する。

附 則（令和４年１０月１日 令０４（規程）第２７号）  
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年１０月１日 令０５（規程）第４０号）  
この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年６月１日 令０６（規程）第５９号）  
この規程は、令和６年６月１日から施行する。

附 則（令和６年１０月１日 令０６（規程）第８４号）  
この規程は、令和６年１０月１日から施行する。

別表 (給与単価表)

| 適用資格                                                   | 時間給        |         |                               |         |            |         |
|--------------------------------------------------------|------------|---------|-------------------------------|---------|------------|---------|
|                                                        | 千葉、東京地区    |         | 高崎、東海、木津、播磨、仙台、那珂、六ヶ所（冬季以外）地区 |         | 六ヶ所（冬季）地区  |         |
| 一般の補助業務に従事する場合（東京地区を除く。）                               | 1,230 円    |         | 1,170 円                       |         | 1,210 円    |         |
|                                                        | 基本給        | 1,080 円 | 基本給                           | 1,080 円 | 基本給        | 1,080 円 |
|                                                        | 地域調整手当相当額  | 60 円    | 期末・勤勉手当相当額                    | 90 円    | 期末・勤勉手当相当額 | 90 円    |
|                                                        | 期末・勤勉手当相当額 | 90 円    |                               |         | 寒冷地手当相当額   | 40 円    |
| 資格、学歴又は実務経験を有し、補助業務に従事する場合                             | 1,350 円    |         | 1,270 円                       |         | 1,310 円    |         |
|                                                        | 基本給        | 1,180 円 | 基本給                           | 1,180 円 | 基本給        | 1,180 円 |
|                                                        | 地域調整手当相当額  | 70 円    | 期末・勤勉手当相当額                    | 90 円    | 期末・勤勉手当相当額 | 90 円    |
|                                                        | 期末・勤勉手当相当額 | 100 円   |                               |         | 寒冷地手当相当額   | 40 円    |
| 研究開発に係る補助的支援業務として、高度な資格、理系の学歴又は実務経験を有している場合            | 1,460 円    |         | 1,380 円                       |         | 1,420 円    |         |
|                                                        | 基本給        | 1,280 円 | 基本給                           | 1,280 円 | 基本給        | 1,280 円 |
|                                                        | 地域調整手当相当額  | 70 円    | 期末・勤勉手当相当額                    | 100 円   | 期末・勤勉手当相当額 | 100 円   |
|                                                        | 期末・勤勉手当相当額 | 110 円   |                               |         | 寒冷地手当相当額   | 40 円    |
| 研究開発に係る補助的支援業務として、相当高度な資格、理系の学歴又は実務経験を有しており、機構が特に認めた場合 | 1,860 円    |         | 1,760 円                       |         | 1,800 円    |         |
|                                                        | 基本給        | 1,630 円 | 基本給                           | 1,630 円 | 基本給        | 1,630 円 |
|                                                        | 地域調整手当相当額  | 90 円    | 期末・勤勉手当相当額                    | 130 円   | 期末・勤勉手当相当額 | 130 円   |
|                                                        | 期末・勤勉手当相当額 | 140 円   |                               |         | 寒冷地手当相当額   | 40 円    |

※冬季とは、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間をいう。